

議案第 5 号

狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市印鑑条例（昭和 5 0 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨に鑑み、印鑑の登録資格に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。